

福岡地方最低賃金審議会
第2回 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和2年9月29日
10:00～11:50
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 2名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1) 賃金実態調査報告、その他資料の説明
(2) 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改定について
- 5 議事要旨：議題(1)について
令和2年度賃金実態調査結果とその他関係資料について、事務局より説明が行われた。
議題(2)について
労働者側代表委員からは、
製鉄業では、コロナウイルスの影響を考慮しつつも、作業環境が厳しい上に、優秀な人材を確保する必要があるため、特定最低賃金の底上げは欠かせない
労働協約の最低額が一時間978円であり、現在の最賃額の一時間975円との差額の3円を埋めるため、引き上げ額を3円とすべきである
との主張があった。
使用者側代表委員からは、
福岡県の製鉄業の最賃額は、全国のトップランクであり、毎年上げる必要はない
業界を取り巻く環境は厳しいものがあり、それに加え、今年はコロナ禍での問題が生じている
最低賃金額は現状維持が望ましく、引上げ額は0円とすべきである
との主張があった。
意見の一致は見られず。労使の主張に隔たりがあり、また、他産業の賃金額改定状況も参考にしたいとの意向も双方から示された。今後、労使委員双方がそれぞれ十分な打ち合わせをして、次回の結審を目指すことが確認された。